

令和7年度公認パラスポーツ指導者育成支援事業 (中級・上級資格取得のための支援) 助成実施要領

1. 目的

指導者が上級・専門資格取得のため講習会等に参加する際の必要経費について助成を行う。

2. 助成対象講習会等

次の講習会等を助成の対象とする。

- (1) 公認上級パラスポーツ指導員養成講習会 (東京都)
- (2) 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会
 - ア 初級パラスポーツ指導員対象 (群馬県)
 - イ 日本スポーツ協会公認指導者対象 (北海道)
 - ウ 学校教員「保健体育」対象 (宮城県)
- (3) 公認パラスポーツコーチ養成講習会 (東京都)
- (4) 公認パラスポーツトレーナー養成講習会 (東京都)
- (5) 公認パラスポーツ医養成講習会 (会場未定)
- (6) 上記のほか、公益財団法人日本パラスポーツ協会が主催する講習会等で、理事長が認めたもの

3. 対象者

助成対象者については、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福島県障がい者スポーツ指導者協議会より推薦のあった者
- (2) 福島県障がい者スポーツ医学委員会より推薦のあった者
- (3) 競技団体より推薦のあった者
- (4) このほか、理事長が認めた者

4. 助成人数

当該年度の予算の範囲内で若干名について助成する。

5. 助成対象科目

講習会等受講にかかる経費のうち、下記の項目について当協会の予算の範囲内で助成する。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費 (ただし、1泊につき11,800円を上限とする。)
- (3) このほか、理事長が必要と認めた経費

6. 推薦

推薦をしようとする団体は、別に理事長が定める期限までに、次の書類を提出すること。

- (1) 推薦書 (様式1)
- (2) 受講しようとする講習会等の実施要領・要項の写し

7. 助成申請

助成を受けようとする者は、別に理事長が定める期限までに、次の書類を提出すること。

- (1) 助成申請書（様式2）
- (2) 受講申込書の写し
- (3) 受講決定通知書の写し
- (4) 交通費計算（精算）書（様式3）

8. 助成決定

助成の決定については、当協会で協議し、理事長が決定する。

また、助成の可否については、推薦団体へ通知する。

8. 報告書等の提出

助成決定を受けた者は、講習会等終了日又は助成決定日のいずれか遅い日後2週間以内に、下記の書類を提出すること。

- (1) 報告書（様式4）
- (2) 交通費計算（精算）書（様式3）

※ 助成申請時と金額が異なる場合は作成してください。

- (3) 領収書（交通費、宿泊費）の写し
- (4) 修了書の写し
- (5) 経費振込銀行届（様式5）

9. 書類送付先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県スポーツ課内

公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会

電話 024-521-8042 FAX 024-521-7879

メール para-sports@pref.fukushima.lg.jp